"暮らし良し"ふるさとビジョン(案)

一基本計画一

基本目標2 いつまでも健やかに過ごせるまち

施策 1	子どもを産み、育てやすいまちをつくる 2
施策 2	仕事と子育てが両立でき、子どもを持つ 6
	ことを社会全体で応援する
施策3	みんなで支え合い、助け合える環境を 8
	つくる
施策 4	高齢者が生涯現役で活躍できるまちを 10
	つくる
施策 5	障がいの有無にかかわらず、社会参加 12
	できる環境を整える
施策 6	社会保障制度を適正に運用する14
施策7	一人ひとりのライフサイクルに応じた 16
	健康づくりを進める
施策8	さらに充実した医療体制を構築する 18
施策 9	だれもが認め合い、理解し合い、協力 20
	し合える人権尊重のまちづくりを進める

基本目標2 いつまでも健やかに過ごせるまち

2-1 子どもを産み、育てる喜びを実感できるまちをつくる

施策1 子どもを産み、育てやすいまちをつくる



目指すべき姿

子どもを産み育てたいと願うすべての親たちが、地域の中で安心して子どもを産み、希望と喜びを感じながら子育てに励み、倉吉市の未来を切り拓く子どもたちがすくすくと健やかに育っています。







現状と課題

- ○倉吉市の合計特殊出生率^{注1)} は、平成 15 年までは鳥取県とおおむね同程度の水準で推移していましたが、近年は県を上回る高い水準^{注2)} を堅持しており、県内市町村の中でも子どもを産み育てやすい環境にあると考えられます。一方、倉吉市でも、核家族化の進行や地域社会における関係の希薄化などによって、親が子育てに関する不安や悩みを抱えやすい状況に置かれています。
- ○倉吉市の子育て環境について、市民意識調査の中で「子育てに不安を感じている」と答えた市民の割合は、平成18年度の55.2%から平成21年度の52.4%に減少しており、子育て支援に関するこれまでの施策の実施効果が徐々に現れていますが、子育て支援へのニーズや期待は未だ高いものがあります。
- ○倉吉市では、平成 21 年度に「一人ひとりの子どもがいきいきと健やかに育つまち くらよし」を基本理念とする「倉吉市次世代育成支援行動計画後期計画(計画期間:平成 22~26 年度)を策定し、子育てを支援する環境の整備や仕事と子育ての両立支援などに取り組んでいます。
- ○また、全国的に児童虐待が増加し続ける中、市内4ヶ所の子育て支援センターの整備や、同センターと保健センターや保育所、幼稚園、学校など、保健・医療・福祉・教育の連携により、子育て家庭に対するさまざまな支援を進めてきた結果、倉吉市の乳幼児虐待件数は、平成16年度の5件から平成21年度の2件まで減少しています。
- ○地域の中で、より安心して子どもを産み、健やかに育てられる地域づくりに向け今後 も引き続き、関係機関の連携や地域住民との協働を進めることによって、子育て家庭 の育児不安の解消を図るとともに、児童虐待の予防対策や早期発見・早期対応に取り 組む必要があります。

注1)合計特殊出生率

女性の年齢別出生率を 15 歳から 49 歳まで合計した値であり、通常はある年の年齢別出生率を合計して算出。人口が自然減とならないためには、一般的に 2.08 程度以上が必要。

注2) 倉吉市と鳥取県の合計特殊出生率

倉吉市と鳥取県の合計特殊出生率は、平成15年が市1.50、県1.53であったのに対し、平成16年以降は一貫して倉吉市が上回り、平成20年は市1.66、県1.43でその差は拡大傾向にある。



今後の取組方針

取組方針	主な内容
	子育ての不安の解消や負担軽減を図るため、情報提供・相談体制
子育てを支援する環	の充実や、ニーズに応じた子育て支援サービスの提供を進めます。
境の整備	あわせて、子育て家庭に対する職場の協力や地域における見守り
	など、子育てへの理解を求める啓発に努めます。
親としての基本的事	子どもへの声かけや接し方など、子どもに関わる基本的な知識や
現の習得のための支	技術を習得するための情報提供や実践的な研修の機会を提供する
	とともに、家庭訪問等により個別の状況に応じた支援などを進め
│援 ┃	ます。
母性や子どもの健康	疾病の予防と早期発見により、母性の健康が確保され、子どもが
の確保と増進の支援	健やかに成長できるよう、訪問指導や健康診査などを進めます。
	要保護児童等を早期に発見し、早期に対応するため、相談体制を
特別な支援や配慮を	充実するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係
要する子どもや家庭	機関の連携による予防対策を進めます。また、障がいのある子ど
への支援	もなど特別に支援や配慮の必要な子どもに対し、関係機関等と連
	携して、支援体制の充実を図ります。



指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
子育てに不安を持って いる市民の割合【%】	中学校修了前の子どもを養育し ている市民のうち、「子育てに不 安を感じている」と回答した市民 の割合		
子育て支援の取組に対 する満足度【%】	小学校就学前の子どもを養育している市民のうち、「倉吉市は子育てを支援する環境が整っている」と回答した市民の割合		
安心して子どもを産み、 育てられるまちと思う 市民の割合【%】	小学校就学前の子どもを養育している市民のうち、「倉吉市は安心して子どもを産み、育てられるまちだと思う」と回答した市民の割合		
乳幼児の子育てに関して、相談相手がいないと する市民の割合【%】	小学校就学前の子どもを養育している市民のうち、「子育てに関して相談をする相手がいない」と回答した市民の割合		
子育て支援センターの 利用者数【人】 乳幼児虐待件数【件】	市内にある子育て支援センター の延べ利用者数 児童相談所で虐待と認定された		
ずいりルドツ 下妖 【件】	乳幼児の件数		

施策2 仕事と子育てが両立でき、子どもを持つことを社会全体で応援する



目指すべき姿

多様な家庭環境や職場環境に置かれた親たちが、さまざまな 子育てサービス等を利用しながら、子どもの安全・安心な生活 環境を確保し、子育てや生活と調和のとれた働き方を実現させ ています。また、多くの独身男女が結婚に前向きに取り組み、 新たな家庭を持ち、子どもを産み育てる親たちが増えています。





現状と課題

- ○現在、倉吉市内には24箇所の認可保育所^{注1)}があります。近年の入所児童数は、定員未満で推移しており、認可保育所を利用できない待機児童数は、平成22年4月現在0人となっています。また、放課後児童クラブ^{注2)}は15箇所であり、近年の登録児童数は定員未満で推移しているものの、定員を超過傾向にある施設も見受けられます。
- ○市民意識調査の中で、子育てと仕事が両立しやすい環境が整っていると答えた市民の割合は、平成18年度の25.0%から平成22年度の40.5%に大きく改善しており、保護者のニーズに応じた子育て支援の充実とあわせ、職場環境の改善が図られてきていると考えられます。
- ○しかし、女性の社会進出が進む中、乳幼児を育てている割合が高いと考えられる 20 歳代や、職場の中核的な人材が数多く含まれている 40 歳代では、子育てと仕事が両立しやすい環境が整っていないと回答する割合が半数を超えています。
- ○このため、ニーズに合わせた対策の検討が必要であるとともに、職場環境の改善など、 社会全体で子育てを支援することが必要であると考えられます。
- ○また、全国的な傾向と同様に、倉吉市でも少子化が進み、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状況が続いています。多くの独身男女が、家庭を持ち、子どもを産み育てたいと思う気持ちを醸成するとともに、男女の出会いの機会を提供していく必要があります。

注1)認可保育所

児童福祉法に基づき、鳥取県が設置を認可した保育所。

注2) 放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童センターや児童館などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。



取組方針	主な内容
仕事と家庭(子育て)	男女がともに仕事と育児を両立できるよう、市民や事業所への啓
の両立支援	発を行います。
伊奈井―ビュ・労奈井	子育てと仕事の両立を支援するため、ニーズに応じた保育サービ
┃保育サービス・学童サ ┃	スや、放課後の児童を対象とする学童サービス等の充実を図りま
ービス等の充実 	す。
U.A., ###*A., ##	多くの独身男女が結婚して家庭を持ち、子どもを産み育てたいと
出会い・結び合いの支 援	思う気持ちを醸成するため、結婚のきっかけとなる出会いの場や
1友	情報の提供を充実させます。



指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
子育てと仕事が両立で きる環境が整っている と思う市民の割合【%】 認可保育所の利用率 【%】	中学校修了前の子どもを養育している市民のうち、「倉吉市は子育てと仕事が両立しやすい環境が整っている」と回答した市民の割合 小学校就学前の子どものうち、認可保育所を利用している子どもの割合		
待機児童数【人】	保育所の待機児童数		
放課後児童クラブの利 用率【%】	対象児童人口のうち、放課後児童 クラブに登録している児童数が 占める割合		
出生数【人】	過去1年間に誕生した新生児の数		
婚姻件数【件】	過去1年間の婚姻件数		

2-2 自分らしくいきいきと暮らせるまちをつくる

施策3 みんなで支え合い、助け合える環境をつくる



目指すべき姿

少子高齢化の進行に伴い、介護や子育てなど福祉サービスに対する多様なニーズが増大する中、さまざまな生活の課題に対し、自分でできることは自分で行うとともに、住民同士がお互いに支え合い、地域全体で助け合うことで、だれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らしています。



現状と課題

- ○現在、世界にも類を見ないスピードで少子高齢化が進行している日本では、関連する 社会保障制度の整備・見直しが進められているほか、児童・高齢者等の社会的弱者に 対する虐待防止や発達障がい者への支援など、福祉分野での新たな課題に対する取組 も極めて重要なまちづくりのテーマとなっています。
- ○本格的な人口減少時代に突入した国内では、少子化対策として子育て支援に対するニーズが拡大するとともに、急速な高齢化に伴って、今後、介護などの福祉サービスに対する需要が大きく増加することが見込まれています。
- ○しかし、これまで日本の経済社会システムを支えてきた現役世代ともいえる、生産年齢人口の減少によって、これらのニーズや需要に公的なサービスだけで対応することは、今後ますます困難さを増していくと予想されます。
- ○近年、倉吉市でも、核家族化の進行、高齢者のみの世帯や共働き家庭の増加などにより、家庭の中や地域で支え合う力が低下してきていると考えられます。このような状況下、本市では倉吉市社会福祉協議会^{注)}が中心となり、民生委員や児童委員などとの連携・協力のもと、多様化・複雑化する生活課題の解決に向け、さまざまな地域福祉活動を展開しています。
- ○今後も引き続き、子どもから高齢者に至るまで、障がいの有無などにかかわらず、だれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるよう、市民一人ひとりの力(自助)と住民同士が支え合う力(共助)を向上させるとともに、公的なサービス(公助)も含めた関係者間の連携と適切な役割分担に基づき、支援を必要とする人たちを地域全体で支え合っていくことが求められています。

注) 倉吉市社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に、民間非営利組織として設立された社会福祉法人。



取組方針	主な内容
	地域に住む人たちが自分たちの地域を支え合う体制をしっかりと
地域や市民が主体と	整えるため、倉吉市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の活
なった地域福祉体制	動を充実させるとともに、ボランティアセンターを核に、地域福
の整備	祉を支える各種ボランティア団体の育成とネットワーク化を進め
	ます。
判断能力が不十分な	認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が不十
要支援者の権利擁護	分な市民の権利を適切に擁護するため、成年後見制度 ^{注)} や地域福
の推進	祉権利擁護事業などの取組を進めます。

注) 成年後見制度

判断能力の不十分な人を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行ったり、本人による法律行為を助ける者を選任する制度。



指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
地域の中で支え合い・助 け合える関係ができて いると思う市民の割合 【%】	「地域の中で、他人同士がお互い に支え合い・助け合える関係がで きている」と回答した市民の割合		
ボランティア活動をし ている市民の数【件】	倉吉市社会福祉協議会にボラン ティア登録している個人とグル ープの合計数		
ボランティアセンター 主催の講座・研修会に参 加した市民の数【人】	倉吉市ボランティアセンターが 開催している講座・研修会に参加 した市民の数		
ボランティアグループ の活動に参加している 市民の数【人】	倉吉市ボランティア連絡協議会 に加入しているボランティアグ ループの会員数(※合計)		

施策4 高齢者が生涯現役で活躍できるまちをつくる



目指すべき姿

高齢者一人ひとりが地域社会の一員として、その知識や経験を活かした社会貢献活動に積極的に取り組みながら、住み慣れた地域や家庭の中で、いきいきと充実した毎日を送っています。







- ○倉吉市においても、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は年々増加を続け、平成 22 年 1 月 1 日現在で 27.0%に達しています。すでに市民の 4 人に 1 人以上が高齢者と いう超高齢社会を迎えていますが、今後さらにその割合の上昇が見込まれており、平成 26 年には 30.3%と市民の 3 割以上が高齢者になると予測されています。
- ○現在、元気な高齢者は、老人クラブや趣味のサークル活動、公民館活動などに比較的 活発に取り組んでいる一方、今後、高齢者の独居世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知 症高齢者の増加に伴い、家庭における介護力が低下していくことが大いに懸念されま す。
- ○市内の要介護・要支援認定者数は、平成18年度の制度改正以降、ほぼ横ばいで推移しているものの、全体的に要介護・要支援の状態が重度化する傾向にあります。
- ○倉吉市では、市内5ヶ所に設置した地域包括支援センターを核として、介護・福祉・ 保健の専門職員により、高齢者のさまざまな相談に対し、地域に密着した総合的な対 応を進めています。
- ○今後、元気な高齢者については、自立的に地域社会に貢献する活動や健康の維持につながる活動を活発化させ、より多くの人々が介護や支援を必要とせずに暮らしていけるようにすることが求められています。また、介護や支援を必要とする高齢者に対しては、住み慣れた地域や家庭の中で、より安心して暮らし続けられるよう、適切に介護サービスを確保することが必要です。



取組方針	主な内容
高齢者の自立的な社	高齢者が地域や社会で活躍する場を持ち、いきいきと暮らすこと
■ 同断句の日立的な社 ■ 会参加の促進	ができるよう、ボランティア団体や地域団体との連携・協力のも
云参加の促進	と、社会参加や世代間交流、就業機会の提供を進めます。
┃ ┃高齢者の身体能力の	高齢者ができる限り要介護・要支援状態にならず、自主的に身体
両断句の分体能力の 維持	能力の維持に取り組むことができるよう、健康相談や介護予防に
亦 任 了寸	関する技術的な支援を進めます。
	要介護・要支援の状態になっても、できる限り住み慣れた地域や
介護サービス基盤の	家庭の中で、自立して生活できるよう、介護に必要なサービス量
整備と質的向上	を適切に確保するとともに、高齢者にとってより身近な地域で提
	供される地域密着型サービスの充実を進めます。
	高齢者が家庭の中でより安心して生活できるよう、地域包括支援
地域生活支援体制の	センターを核に、福祉サービスや保健サービス、医療サービスな
整備	どの関係機関との連携による包括的な地域生活の支援体制づくり
	を進めます。



指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
高齢期も安心して暮らせるまちと思う市民の割合【%】	65歳以上の高齢者のうち、「倉吉市は高齢期になっても、安心して暮らせるまちだと思う」と回答した市民の割合		
過去1年間に社会貢献活動に参加した高齢者の割合【%】	65歳以上の高齢者のうち、「過去 1年間にボランティアなどの社 会貢献活動に参加したことがあ る」と回答した市民の割合		
要支援・要介護認定となった市民の割合【%】	65 歳以上の高齢者のうち、要介 護認定を受けた市民が占める割 合		

施策5 障がいの有無にかかわらず、社会参加できる環境を整える



目指すべき姿

障がいがある人もない人も同様に、住み慣れた地域の中で、お互いの個性と人格を尊重し合いながら、自らの能力や経験を活かし、生きがいを持ち自立して暮らしていけるまちとなっています。



- ○近年、倉吉市に住む障がいのある人の数は、ほぼ横ばいで推移しています。また、障がいのある人の雇用率は、平成17年度の6.5%から平成21年度の9.2%に増加しており、働く意欲と能力を持った障がいのある人の社会参加は徐々に進んできていますが、まだ十分な水準にあるとはいえません。
- ○平成 18 年度に施行された障害者自立支援法は、身体、知的、精神の3つの障がいを一元化し、共通の福祉サービスを提供することが目的とされていました。しかし、従前の応能負担から応益負担への移行に伴い、障がいのある人の経済的な負担が急増するなどの問題が顕在化したことにより、現在、同法の廃止と、サービスの利用者負担を応能負担とする「仮称)障害者総合福祉法」が制定されることが決まっています。
- ○障がいのある人が、地域で自立して生活していくためには、適切な情報提供のほか、マネジメントできる相談支援体制の整備が重要といえます。現在、本市では、倉吉市 障がい者地域生活支援センターが中心となり、障がいのある方々に対する各種支援に 取り組んでいます。
- ○市民意識調査によると、障がいのある人が身近に普通に生活することが当たり前と思う市民の比率は、平成18年度の79.9%から平成22年度の80.7%と、微増にとどまっている状況にあります。
- ○障がいのある人が、地域の中で自立して生活していくためには、各種サービスの提供 による日常生活への支援、ライフステージに応じた就学・就労への支援が不可欠とい えます。
- ○今後、国の制度改正に適切に対応しながら、保健・医療・福祉・教育・労働など関係者間の連携・協力のもと、生涯を通じ継続した支援が行える体制づくりを進めるとともに、障がいのある人に対する誤解や偏見を無くし、不利益を被らないよう、障がいに対する正しい理解を促進することが求められています。



取組方針	主な内容	
在宅生活への支援	障がいのある人が住み慣れた自宅で生活できるよう、在宅生活を 支えるために必要な相談支援と、適切なサービス提供など進める とともに、必要な支援サービスの質と量の確保に努めます。	
精神的自立への支援	障がいのある人の精神面での自立(自己決定)を支援するため、 年少時からの適切な療育・教育を進めます。あわせて、適切な理 解や判断に基づく自己決定ができるよう、権利擁護や成年後見制 度などの情報を提供します。	
社会参加への支援	障がいのある人の就労や地域活動への参加を支援するため、就労などの機会の確保と、就労前教育の充実を進めるとともに、当事者団体やグループの活動への支援に取り組みます。	
介助者の負担軽減	障がいのある人を介助する家族などの経済的・精神的・肉体的負担を軽減するため、相談・情報提供体制などの充実を進めるとともに、必要な支援サービスの質と量を適切に確保します。	
障がいのある人とと	: 障がいや障がいのある人に対する正しい理解と支援を促すため、	
もに暮らす意識の啓 発	障がいの当事者、家族、関係者、地域住民などへの研修や啓発活動を進めます。	



指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
仕事をしている障がい	障害者手帳を持っている市民の		
者の割合【%】	うち、就労している人の割合		
	65 歳未満の身体・知的・精神障		
在宅で生活ができてい	がい者数(身体1級を除く)のう		
る障がい者の割合【%】	ち在宅で生活できている人数の		
	割合		
障がい者に対する市民	「障がいのある人が身近で普通		
『神い名に対りる川氏 の理解度【%】	に生活しているのが当たり前だ		
○理解及【%】	と思う」と回答した市民の割合		

施策6 社会保障制度を適正に運用する



目指すべき姿

失業や病気、高齢などの理由から、個人の力だけでは対応できない生活上の問題が発生した場合でも、乳幼児から高齢者に至るまで、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちとなっています。



- ○国民健康保険、後期高齢者医療制度などの医療保険制度は、相互扶助の精神に基づく 地域医療制度であり、人々の病気やケガなどに対する医療を適切に確保し続ける上で、 極めて重要な日本の社会保障制度の柱の1つとなっています。
- ○75 歳以上の高齢者と 65~74 歳までの一定の障がいを持っている高齢者を被保険者と する後期高齢者医療制度は、県内では鳥取県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、 県全体で制度の運用がなされています。
- ○倉吉市が保険者である国民健康保険は、1人当りに要する医療費が増加傾向にあることから、医療給付費が年々伸び続けていますが、被保険者に高齢者や無職者を多く含み、課税所得も年々減少していることから、財源の確保が厳しくなっています。
- ○このため、現在、国民健康保険特別会計は実質単年度赤字の状況が続いています。これまでは、国民健康保険財政調整基金からの補てんで財源を確保してきましたが、所得の少ない市民の加入割合や滞納者の増加などに伴い、将来に向け財政状況がより厳しくなることが予想されます。
- ○全国的な傾向と同様に、倉吉市でも生活に困窮し生活保護を受けている人は、景気の 低迷による就労機会の減少や高齢者の増加などを背景として、年々増え続けています。
- ○今後、健全で安定的な国民健康保険制度としていくためには、医療費の一層の抑制に 取り組むとともに、積極的な滞納者対策や実態に応じた保険料の見直しなどに取り組 むことが求められています。
- ○生活保護受給者について、個々の状況に応じた自立更生を積極的に支援する必要があります。



取組方針	主な内容
医療保険制度の安定	国民健康保険制度の健全で安定的な運用を図るため、被保険者に
	対する制度の趣旨の理解徹底を図るとともに、医療費の抑制や滞
┃的な運用 ┃	納者対策の強化、定期的な保険料の見直しを進めます。
┃ ┃生活保護の適正な給	生活保護制度を適正に運用するため、生活困窮者の実態の把握に
■生活体護の適正な品 ■ ■付	努めるとともに、生活保護受給者に加え、受給に至る前の生活困
ן זי	窮者に対しても適切な助言・指導を進めます。
生活困窮者の自立支	生活困窮者が的確に自立できるよう、就労可能な人については、
援	本人の状況に応じた就労支援を進めます。



指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
実質単年度収支【千円】	単年度収支に、事業財政調整基金		
	への積立金を加え、事業財政調整		
	基金の取崩し額を差し引いた額		
	の3年度間平均額		
国民健康保険の被保険	国民健康保険被保険者の医療費		
者1人当りの医療費	総額を平均被保険者数で除した		
【円】	値		
生活困窮者の自立更生	生活保護の受給世帯のうち、自立		
率【%】	更生した世帯数の割合		
就労している生活困窮	就労可能な生活困窮者のうち、実		
者の割合【%】	際に働いている人が占める割合		

2-3 だれもが健康で安心して暮らせるまちをつくる

施策7 一人ひとりのライフサイクルに応じた健康づくりを進める



目指すべき姿

市民一人ひとりがライフステージ $^{\pm 1)}$ やライフスタイル $^{\pm 2)}$ に応じて、自主的に健康づくりや介護予防活動に取り組み、だれもが生涯にわたり、心身ともに健やかな生活を送っています。

注1)ライフステージ

人の年齢に伴って変化する生活段階のこと。年代別の生活状況。

注2) ライフスタイル

生活の様式。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。



- ○日本の平均寿命が、世界でも最高の水準に達している中、市民一人ひとりが自らの心身の健康状態に高い関心を持ち、疾病の早期発見・早期治療に取り組み、生涯にわたって心身ともに健やかに暮らしていくことが求められています。
- ○あわせて、それぞれのライフステージやライフサイクルに応じて、自主的に健康づく りや介護予防活動に取り組むことによって、健康の保持・増進に自らの責任をしっか りと果たすことも極めて重要といえます。
- ○倉吉市では、市民の健康づくりの推進として、「食生活を見直す」、「運動習慣を身に付ける」、「健康管理ができるようになる」をその要素に取り組みを進めています。具体的には、食育を基本とした正しい食生活の啓発や「くらよし元気体操」の普及促進、さらには乳幼児から高齢者までの各種健康診査の実施と健康相談、健康教育などの保健指導を実施しています。
- ○今後は、疾病の早期発見・早期治療や感染症の予防が進むよう、乳幼児から高齢者までの各種健康診査、予防接種などの受診率・接種率の向上に、より積極的に取り組むことが求められています。あわせて、市民に対して健康に関する正しい知識を普及徹底するとともに、健康管理の重要性について意識の向上を促進する必要があります。



取組方針	主な内容	
健康づくりの促進	健康への関心を高め、健康づくりに取り組んでもらうため、地域	
	で活動している食生活改善推進員を中心に、望ましい食習慣の確	
	立・定着の普及啓発や実践に努めるとともに、運動習慣の定着に	
	向けては「くらよし元気体操」の普及実践に取り組みます。	
健康管理の促進	疾病の早期発見・早期治療や感染症の予防が進むよう、地域の健	
	康づくり推進員などを通じた啓発活動にも取り組みながら、各種	
	健康診査の受診や予防接種を促進します。あわせて、適切に健康	
	管理ができるよう、健康相談や健康教育、訪問指導などの保健指	
	導に取り組みます。	
	予期しない新型感染症が発生した場合でも、的確かつ迅速に対応	
新型感染症対策の推 進	できるよう、日常的な関連情報の収集に努めるとともに、医療機	
	関などと連携・協力し、発生時を想定した体制の整備や対策を進	
	めます。	



指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
自分自身が健康である	「自分自身が心身共に健康だと		
と思う市民の割合【%】	思う」と回答した市民の割合		
自主的な健康づくりに	「自らが自主的に健康づくりの		
取り組んでいる市民の	ための活動に取り組んでいる」と		
割合【%】	回答した市民の割合		
年1回は健診を受診し	「年1回は健康診査を受診して		
ている市民の割合【%】	いる」と回答した市民の割合		

施策8 さらに充実した医療体制を構築する



目指すべき姿

すべての市民が住み慣れた地域の中で、それぞれの 疾病やケガの状況に応じ、いつでも安心して適切な医 療サービスを受け続けることができるまちとなってい ます。





- ○日本では、近年、医師の都市部への偏在が進んだ結果、地方部における医師不足が顕 在化し、地方の医療体制の維持に大きな障害が発生しています。
- ○現在、倉吉市には病院 9 件、一般診療所 57 件、歯科診療所 27 件、施術所 28 件の合計 121 件の医療機関が立地しています。また、病床数は、一般 853 床、療養型 220 床、精神 278 床、感染 4 床の合計 1,355 床となっています。
- ○市民意識調査において、市内の医療機関やそのサービスに満足していると答えた市民の割合は、平成19年度が69.8%であったのに対し、平成22年度では78.5%と8.7ポイント増加しています。一方、「かかりつけ医」を持っていると答えた市民の割合は、平成17年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。
- ○高齢化の進行に伴い、より一層重要性が高まると考えられる医療サービスの質・量を 今後も引き続き、適切に確保していくとともに、市民一人ひとりがそれぞれの疾病や ケガの状況に応じ、的確な医療サービスを利用するよう促すことが求められています。



取組方針	主な内容	
医療体制の充実	市民がそれぞれの疾病やケガの状況に応じて、適切な医療サービ	
	スを受けられるよう、地域医療体制を適切に維持します。	
	市民が夜間や休日に急に体の具合が悪くなった時、適切な診療を	
救急医療体制の充実	受けられるよう、夜間診療や休日診療を行っている医療機関に対	
	し医師の充実などを働きかけます。	
 医療情報の提供充実	市民が適切な医療機関や医療サービスを選択できるよう、地域の	
■	医療に関する情報提供を充実させます。	
市民意識の向上	市民が自らの健康管理の一環としてかかりつけ医を持ったり、適	
	切な医療サービスを選択できるよう、各種講座などを通じた意識	
	の啓発を進めます。	



指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
医療機関やそのサービ	「市内の医療機関やそのサービ		
スに満足している市民	スに満足している」と回答した市		
の割合【%】	民の割合		
身近で必要な医療サー	「身近な場所で必要な時に適切		
ビスが受けられている	な医療サービスが受けられてい		
市民の割合【%】	る」と回答した市民の割合		
かかりのは医な性。ア	「日頃から利用している"かかり		
かかりつけ医を持っている市民の割合【%】	つけ医"を持っている」と回答し		
【いる川氏の割合【》】	た市民の割合		

2-4 お互いを認め、尊重し合えるまちをつくる

施策9 だれもが認め合い、理解し合い、協力し合える人権尊重のまちづくり を進める



目指すべき姿

あらゆる差別や人権侵害がなく、市民一人ひとりが、お互いの個性や人格をしっかりと認め合い、理解し、家庭や地域職場、学校など生活のあらゆる場面で協力でき、個性と能力が発揮できるまちとなっています。



- ○倉吉市では、平成22年度に策定した「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」に基づき、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを進めているものの、依然として悪質な投書や落書き、インターネットによる悪質な掲載など人の心を傷つける事象があとを絶たない状況にあります。
- ○市民意識調査によると、身の回りで人権侵害を受けたことがあると回答した市民の割合は、平成17年度の31.9%から平成22年度には33.4%と若干増加しているほか、近年は、児童虐待や家庭内暴力、高齢者虐待、個人情報の侵害など、新たな人権問題が顕在化しています。
- ○現在、倉吉市では、平成22年度に策定した「第4次くらよし男女共同参画プラン」に 基づき、男女共同参画社会の実現に向け、総合的な取組を進めています。
- ○市民意識調査では、男女の役割分担について固定的な観念を持っていないと回答した市民の割合が、平成17年度の68.6%から平成22年度の77.5%に増加しています。一方、身近な社会おける男女の機会均等が図られていると考える市民の割合は、平成17年度の58.2%から平成21年度の54.3%に減少しています。
- ○平成22年実施の「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、固定的性別役割分担意識について、肯定的な回答は24.4%、否定的な回答は40.5%でした。また、分野別の男女の平等感について、男性の方が優遇されていると答えた人は「社会通念や習慣、しきたり」で72.3%、「政治や行政の施策・政策決定の場」で57.0%、「職場」で51.3%、「家庭生活」で49.4%など、さまざまな分野で男性の方が優遇されていると感じている人の割合が高く、女性の社会参画は必ずしも十分には進んでいません。
- ○今後も引き続き、市民一人ひとりが、それぞれの個性や人格を認め合い、生活のあらゆる場面で偏見や差別をなくし、お互いの人権を尊重しながら、みんなが協力して暮らしやすい地域社会づくりに取り組む必要があります。また、あらゆる分野において、性別にとらわれることなく、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。



取組方針	主な内容
人権啓発の推進	市民一人ひとりの行動や人権意識の高揚に努め、同和問題をはじ
	めあらゆる差別の解消を図るため、倉吉市同和教育研究会などの
	同和教育推進組織・団体や企業と連携し、総合的かつ計画的な啓
	発活動を進めます。
人権同和教育の推進	就学前、学校、家庭、地域、職場を通して、あらゆる年代層に対
	して人権意識を高める人権同和教育を進めます。
男女共同参画意識の	すべての市民が男女共同参画意識を持つよう、各種の媒体やあら
	ゆる機会を通じ、性別による固定的な役割分担意識の是正や個々
醸成 	の能力開発に向けた情報発信、学習機会の提供に努めます。
さまざま場面におけ る男女共同参画の促 進	家庭や地域、職場など市民生活に関するさまざまな場面で、男女
	共同参画社会が実現するよう、性別を問わず多様な活動に参画す
	ることを促したり、社会活動における男女の機会均等を促すなど、
	関係機関と連携しながら、普及啓発や各種環境の整備を進めます。
男女共同参画の施策推進体制づくり	「第4次くらよし男女共同参画プラン」に基づく諸施策を円滑に
	推進するため、関係団体、事業所、行政などの関係機関の連携・
	協力体制を強化します。
人権侵害を受けた	人権を侵害された市民がさまざまな問題を、より気軽に相談でき
人々の救済	るよう、相談窓口を設置し、相談者への支援に取り組みます。



指標名	指標の説明 (出典)	現状値	目標値 (平成 27 年)
身の回りで人権侵害を 受けたことがある市民 の割合【%】	「過去1年間に身近なことで、自 分自身の人権が侵害されたと思 ったことがある」と回答した市民 の割合		
人権同和教育に対する 市民1人当りの参加回 数【回/人】	市民1人当たりの部落解放市集 会や同和教育町内学習会等の研 修会に参加した回数		
人権が守られていると 考える市民の割合【%】	「日常的に自分自身や家族の人 権が適切に守られていると思う」 と回答した市民の割合		
男女の機会均等が図ら れていると考える市民 の割合【%】	「身近な社会における男女の機 会均等が図られている」と回答し た市民の割合		